

○印西市民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金交付規則

令和7年3月24日教育委員会規則第4号

改正

令和7年12月19日教委規則第12号

印西市民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、市内に開設された民間不登校児童生徒支援施設を運営する者に対して、学習指導、教育相談、体験活動等の支援（以下「学習支援等」という。）に要する経費の一部について予算の範囲内において補助金を交付することにより、義務教育の段階における不登校児童生徒が学校以外の場で教育を受ける機会の確保を図り、もって不登校児童生徒の社会的自立を継続的に支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校（小学部若しくは中学部に限る。）をいう。
- (2) 児童生徒 学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒であつて、市内に住所を有し、かつ、居住しているものをいう。
- (3) 不登校児童生徒 学校における集団の生活に関して何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によって、学校に登校していない又は登校することができない状況（病気又は経済的理由による場合を除く。）にあり、児童生徒が在籍する学校の校長（以下「校長」という。）と協議の上、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が、就学が困難である児童生徒として認めたものをいう。
- (4) 利用者 民間不登校児童生徒支援施設を利用する不登校児童生徒をいう。
- (5) 民間不登校児童生徒支援施設 学校以外の場において、不登校児童生徒に対して、学習支援等を行う民間の不登校児童生徒支援施設（以下「施設」という。）で、次のアからケまでに掲げる要件を全て満たすものをいう。
 - ア 不登校児童生徒に対する支援を主たる目的としていること。
 - イ 市内に所在する施設であること。
 - ウ 「印西市における不登校児童生徒が通う民間施設についてのガイドライン」の内容を理解のうえ、学習支援等が行われている施設であること。
 - エ 不登校児童生徒に対する学習支援等の実績又は計画があること。
 - オ 月曜日から金曜日までのうち、週3日以上開所し、学校の授業時間内であるおおむね午前8時から午後4時30分までの間で、4時間以上学習支援等が行われていること。

カ 週1日以上の定期的な利用者（施設を運営する者の同居の親族である利用者を除く。）が5人以上通所していること。

キ 学習支援等に従事する職員を複数置いていること。

ク 施設での活動の様子等を利用者の保護者に定期的に連絡する等、家庭との連携及び協力関係が保たれていること。

ケ 施設環境が児童生徒の安全面・健康面への配慮が十分なされていること。

（補助金の交付の対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、施設を運営する者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）政治活動又は宗教活動を施設の運営の主たる目的としていないこと。

（2）施設の職員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。

（3）利用者の個人情報等を教育長及び校長に提供することについて、当該利用者の保護者の同意を得ていること。

（4）市税の滞納がないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付申請があった日が属する年度（以下「申請年度」という。）における学習支援等に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

（1）人件費（給料、賃金、報酬、手当）

（2）報償費（講師等謝礼）

（3）需用費（図書購入費、教材費、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）

（4）役務費（通信運搬費、手数料、保険料）

（5）使用料及び賃借料

（6）備品購入費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費から、利用者の保護者から徴収した施設の利用料、入会金、体験活動に要した費用その他の施設の利用に係る費用及び市以外の団体から得た補助金等の額を控除した額とする。ただし、1施設当たり100万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、利用者（施設を運営する者の同居の親族である利用者を除く。）が5人未満の月の学習支援等に要する経費は補助対象経費としない。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添え

て教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式の2）
- (2) 収支予算書（別記第1号様式の3）
- (3) 施設概要書（別記第1号様式の4）
- (4) 申立書（別記第1号様式の5）
- (5) 法人登記簿（個人の場合は開業届出書）の写し
- (6) 市以外の団体から補助金等を受けることが予定されている場合は、金額が記載された申請書又は受領書等の書類の写し
- (7) 納税証明書（市税）の写し
- (8) その他教育長が必要と認める書類
（交付の決定）

第7条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付の可否及び額を決定し、民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金交付可否決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付の決定の内容に不服があり当該申請を取り下げようとするときは、速やかにその理由を付して教育長に届け出なければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（申請内容等の変更等）

第9条 補助事業者は、第6条に規定する書類の内容に変更が生じたとき（教育長が認めた軽微な変更を除く。）又は補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金変更・中止・廃止申請書（別記第3号様式）により教育長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業の完了後（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）10日以内又は補助金の申請年度の末日のいずれか早い日までに、民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金実績報告書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて教育長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記第4号様式の2）
- (2) 収支決算書（別記第4号様式の3）

（補助金の確定等）

第11条 教育長は、前条の規定による実績報告があったときは、内容を審査し、補助金の交付額を確定し、民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金確定通知書（別記第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、補助金の交付を受けようとするときは、民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金交付請求書（別記第6号様式）を教育長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第13条 教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又は法令その他の規定又はこれに基づく教育長の処分に違反したとき。

（3） 印西市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者であることが判明したとき。

2 前項の規定は、補助事業について補助金の交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第1項の規定により、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により、当該補助事業者に通知するものとする。

（1） 全部を取り消す場合 補助金交付決定取消通知書（別記第7号様式）

（2） 一部の取消し又は変更の場合 補助金変更交付決定通知書（別記第8号様式）

（補助金の返還）

第14条 教育長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（別記第9号様式）により期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 教育長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

（補助金の返還の期限の延長等）

第15条 前条第2項による補助金の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消しは、補助事業者の申請により行うものとする。

2 補助事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを教育長に提出しなければならない。

（調査等）

第16条 教育長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は教育委員会の職員に帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に説明を求めさせることができる。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この規則の失効前にこの規則の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別記

第1号様式（第6条）

年 月 日

民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金交付申請書

（あて先）印西市教育委員会教育長

住所（所在地）
申請者 施設名
代表者氏名
連絡先

印西市民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

補助事業年度	年度
経費所要総額	円
交付申請額	円
算出の基礎	
着手及び完了予定年月日	
添付書類	1 事業計画書（別記第1号様式の2） 2 収支予算書（別記第1号様式の3） 3 施設概要書（別記第1号様式の4） 4 申立書（別記第1号様式の5） 5 法人登記簿の写し 6 市以外の団体から補助金等を受けることが予定されている場合は、金額が記載された申請書又は受領書等の書類の写し 7 納税証明書（市税）の写し 8 施設の事業内容が確認できるパンフレット、案内チラシ等

第1号様式の2（第6条）

事業計画書

1 事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 事業計画（本事業の中で取り組む具体的な内容を記載）

（1）取組又は計画

（2）今後充実を図る予定の取組及び期待される効果

3 施設を利用する人数見込み

利用方法	利用日数	印西市在住の利用者数 （※うち同居親族の人数）	印西市外の利用者数
定期利用	週1日	人（ 人）	人
	週2日	人（ 人）	人
	週3日	人（ 人）	人
	週4日	人（ 人）	人
	週5日	人（ 人）	人
不定期利用	月3日程度	人（ 人）	人
	月2日程度	人（ 人）	人
	月1日程度	人（ 人）	人
	月1回未満	人（ 人）	人
利用者の合計		人（ 人）	人

第1号様式の3（第6条）

収 支 予 算 書

1 収入（第5条第1項に規定する利用料等及び補助金の額について記載すること）

費 目	予算額（円）	積算内訳
合 計		

2 支出（第4条に規定する補助対象経費について記載すること）

費 目	予算額（円）	うち補助対象 経費（円）	積算内訳
合 計			

3 収支

収入合計	円
支出（補助対象経費）の合計	円
差引収支	円

第1号様式の4（第6条）

施設概要書

[年 月 日現在]

施設名	
施設所在地	
開設年月日	
開所する曜日 及び時間	
施設の職員数	常勤職員 人（代表者を含む） 非常勤職員 人
利用料	
運営方針	
主な活動内容	
施設の設備等	<input type="checkbox"/> 学習スペース <input type="checkbox"/> フリースペース <input type="checkbox"/> 面談室 <input type="checkbox"/> その他（具体的に記入してください） ※該当する <input type="checkbox"/> にレ点を付けてください。
学校との連携	連携内容： 連携手段： 連携頻度：
保護者との連携	連携内容： 連携手段： 連携頻度：

第 1 号様式の 5（第 6 条）

申 立 書

（あて先）印西市教育委員会教育長

下記のいずれにも該当することを申し立てます。

記

- 1 政治活動又は宗教活動を民間不登校児童生徒支援施設の運営の主たる目的としていないこと。
- 2 民間不登校児童生徒支援施設の職員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員がいないこと。
- 3 利用者の個人情報を教育長及び校長に提供することについて、当該利用者の保護者の同意を得ていること。

年 月 日

申立人署名

（補助金交付を申請する者が署名してください）

民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金交付可否決定通知書

住所（所在地）
申請者 施設名
代表者氏名

印西市教育委員会教育長



年 月 日付けで申請のあった民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

補 助 事 業 年 度	年度
交 付 の 可 否	1 交付する 2 交付しない 理由
経費所要総額のうち 補助対象経費	円
交 付 決 定 額	円
交 付 予 定 時 期	
交 付 条 件	

※上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請の取り下げをすること。

第3号様式（第9条）

年 月 日

民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金変更・中止・廃止申請書

（あて先）印西市教育委員会教育長

住所（所在地）
補助事業者 施設名
代表者氏名
連絡先

印西市民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金を変更・中止・廃止したいので、次のとおり申請します。

補助事業年度	年度
指令年月日	年 月 日
指令番号	印西 指令第 号
変更・中止・廃止の理由	
（変更の場合）	（変更前）
	（変更後）
変更・中止・廃止年月日	年 月 日
添付書類	

※記入しきれない場合は、適宜別紙としても可

第 4 号様式（第 10 条）

年 月 日

民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金実績報告書

（あて先）印西市教育委員会教育長

住所（所在地）
補助事業者 施設名
代表者氏名
連絡先

印西市民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金に係る事業実績について、次のとおり報告します。

補 助 事 業 年 度	年 度
指 令 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	印西 指令第 号
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
交 付 決 定 額	円
添 付 書 類	1 事業報告書（別記第 号様式の 2） 2 収支決算書（別記第 号様式の 3） 3 その他（ ）

※記入しきれない場合は、適宜別紙としても可

第4号様式の2（第10条）

事業報告書

1 事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 事業報告（本事業の中で取り組んだ具体的な内容を記載）

（1）申請年度に行った取組

（2）取組の成果及び今後の課題

3 施設を利用した人数

利用方法	利用日数	印西市在住の利用者数 （※うち同居親族の人数）	印西市外の利用者数
定期利用	週1日	人（ 人）	人
	週2日	人（ 人）	人
	週3日	人（ 人）	人
	週4日	人（ 人）	人
	週5日	人（ 人）	人
不定期利用	月3日程度	人（ 人）	人
	月2日程度	人（ 人）	人
	月1日程度	人（ 人）	人
	月1回未満	人（ 人）	人
利用者の合計		人（ 人）	人

※1年間の出席状況が確認できる資料（出席簿等）を添付すること。

第4号様式の3（第10条）

収 支 決 算 書

1 収入（第5条第1項に規定する利用料等及び補助金の額について記載すること）

費 目	決算額（円）	積算内訳
合 計		

2 支出（第4条に規定する補助対象経費について記載すること）

費 目	決算額（円）	うち補助対象 経費（円）	積算内訳
合 計			

3 収支

収入合計	円
支出（補助対象経費）の合計	円
差引収支	円

第 5 号様式（第 11 条）

民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

住所（所在地）

申請者 施設名

代表者氏名

印西市教育委員会教育長



年 月 日付で実績報告のあった印西市民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金について、補助金の額を確定したので、次のとおり通知します。

補 助 事 業 年 度	年度
指 令 年 月 日	年 月 日
指 令 番 号	印西 指令第 号
交 付 確 定 額	円

年 月 日

民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金交付請求書

（あて先）印西市教育委員会教育長

住所（所在地）

補助事業者 施設名

代表者氏名 ㊟

連絡先

印西市民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金の交付を次のとおり請求します。

補助事業年度	年度		
指令年月日	年 月 日		
指令番号	印西	指令第	号
交付決定額	円		
交付確定額	円		
請求額	円		
添付書類	1 補助金確定通知書の写し 2 その他（ ）		
振込金融機関	銀行		支店
	信用金庫		出張所
	農協		支所
	普通・当座	口座番号	
	ふりがな		
	口座名義人		

第 号
年 月 日

補助金交付決定取消通知書

住所（所在地）

申請者 施設名

代表者氏名

印西市教育委員会教育長



年 月 日付けで交付決定した印西市民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金について次のとおり補助金の交付の決定を取り消したので、印西市民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金交付規則第 13 条第 3 項の規定により通知します。

補助事業年度	年度
指令年月日	年 月 日
指令番号	印西 指令第 号
取消し理由	
取消し年月日	

第 号
年 月 日

補助金等変更交付決定通知書

住所（所在地）

申請者 施設名

代表者氏名

印西市教育委員会教育長



年 月 日付け印西 指令第 号で通知した印西市民
間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金の交付の決定を次のとおり変更し
たので、印西市民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金交付規則第 1 3
条第 3 項の規定により通知します。

補助事業年度		年度
変更 の 内 容	交付決定額	(変更後) 円
		(変更前) 円
		(増減額) 円
内 容	交付予定時期	
	交付条件	
備 考		

補助金返還命令書

第 号
年 月 日

住所（所在地）

申請者 施設名

代表者氏名

印西市教育委員会教育長



印西市民間不登校児童生徒支援施設運営事業費補助金交付規則第 14 条の規定により、次のとおり返還を命じます。

補助事業年度	年度
交付決定指令年月日	年 月 日
交付決定指令番号	印西 指令第 号
確定通知達年月日	年 月 日
確定通知達番号	印西 達第 号
交付決定額	円
交付確定額	円
既 交 付 額	円
返 還 す べ き 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返 還 を 命 ず る 理 由	
返 還 方 法	